## 新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金〖第3弾〗

【対象期間】 2月8日(月)21時から2月21日(日)24時までの全14日間

【対象地域】 県全域

【対象店舗】 以下の要件を全て満たす店舗

- ・飲食店(カラオケ店を含む)
- ・これまで21時から翌朝5時までの間、営業していた店舗で、 対象期間の全ての営業時間を5時から21時までに短縮した店舗 (ただし、酒類の提供は11時から20時まで)
- 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の取組宣言書等及び飲食店のチェックシートを掲示している店舗
- ・会話する=マスクする(カイワスルハマスクスル)運動に賛同し、 店内にチラシを掲示している店舗

【支 給 額】 1店舗あたり 56万円

【申請方法】 インターネット又は郵送

【受付期間】 2月22日(月)~3月19日(金)(消印有効)

## 営業時間短縮協力金コールセンター

(電話番号) 028-341-1787

(受付時間)午前9時から午後5時まで(土日・祝日を含む)